

2025年4月30日

日本プラスチック日用品工業組合
組合員、賛助会員 各位
プラスチック製食器協議会
会員 各位
青年経営研究会(JPN)
会員、賛助会員 各位
(BCCで送信しています)

日本プラスチック日用品工業組合
理 事 長 岩 崎 能 久
プラスチック製食器協議会
会 長 津久井 克 行
青年経営研究会(JPN)
幹 事 長 堀 内 高 志

【日プラ・情報提供】
食品用器具・容器包装についての施行通知(消費者庁)

前略 平素は組合活動にご協力いただきまして、ありがとうございます。
消費者庁 食品衛生基準審査課 器具・容器包装基準審査室より、別添の施行通知が組合事務局に届きましたので本日配信いたします。 ご確認、よろしくお願いいたします。 草々
記

関係団体 御中
(BCCにて送信しております。)

平素より大変お世話になっております。
消費者庁 食品衛生基準審査課 器具・容器包装基準審査室です。

4月28日付けにて都道府県知事等宛ての通知を発出いたしました。本件は、食品用器具容器包装について、ポジティブリストに掲載されていない新規物質に係る安全性審査の手續及び第一種特定化学物質の使用を禁止する取扱いが定められたことに伴う通知です。
ご多用のところ恐縮ですが、貴会会員等関係者への周知等お願いいたします。

【関係団体宛て施行通知】
【別添】(都道府県知事等宛の施行通知)

なお、本通知につきましては公印省略とし、本メールをもって通知発出といたします。
ご理解くださいますようお願いいたします。

消費者庁 食品衛生基準審査課
器具・容器包装基準審査室

以上、ご確認いただきますようお願いいたします。

日本プラスチック日用品工業組合・中村公貴

消食基第284号
令和7年4月28日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

消費者庁次長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(器具及び容器包装に係る新規物質の安全性審査並びに第一種特定化学物質の
取扱い)

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく器具及び容器包装のポジティブリスト制度について、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第91号）により、ポジティブリストに掲載されていない新規物質に係る安全性審査の方法及び第一種特定化学物質の使用を禁止する取扱いが定められました。改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

1 改正の趣旨

器具及び容器包装のうち、その原材料の主たる材質を合成樹脂とするものについては、食品衛生法第18条第3項に基づき、原則使用を禁止した上で、原材料に含まれる物質について規格基準が定められたもののみの使用を認めるポジティブリスト制度を令和2年6月1日から施行し、令和7年5月31日までの経過措置を設けているところである。

ポジティブリストに掲載されていない物質（以下「新規物質」という。）について、新たにポジティブリストに収載をしようとする場合、当該新規物質が企業において新たに開発されたものである場合等においては、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）別表第1に掲載することにより、物質名等が開示されることで知的財産の観点から企業の競争上の地位を害することがある場合が想定されることから、知的財産への配慮等を踏まえた仕組みを設けるものである。

また、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質については、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質であり、同法に基づきその国内製造及び輸入並びに製品の製造のための使用等は原則禁止されているところ、食品衛生法第 4 条第 5 項に規定する容器包装には適用されないことから、合成樹脂のポジティブリストにおいて第一種特定化学物質を収載していないことと併せて、合成樹脂以外の材質においても使用できないことを明確化するため、必要な規格を設けるものである。

2 改正の概要

（1）新規物質に係る安全性審査の手続について

規格基準告示において、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 1 条に規定された材質の原材料であって、これに含まれる物質ごとに定める含有量等について、別表第 1 により規定することが適当でないと認められる場合には、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとする規定を設ける。

なお、安全性審査の具体的な手続は別途定める。

（2）第一種特定化学物質の取扱いについて

規格基準告示において、器具又は容器包装には、第一種特定化学物質を原材料として用いてはならないとする規定を設ける。

なお、製造工程における副生など、原材料としての使用に当たらない第一種特定化学物質の器具又は容器包装への混入については、本規定に抵触するものではない。

3 施行期日

この告示は、告示の日から施行する。ただし、2（2）の規定は、この告示の施行の日から起算して 6 か月を経過する日までに販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、適用しない。

消食基第305号
令和7年4月28日

(別記) 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(器具及び容器包装に係る新規物質の安全性審査並びに第一種特定化学物質の
取扱い)

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく器具及び容器包装のポジティブリスト制度について、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第91号）により、ポジティブリストに掲載されていない新規物質に係る安全性審査の手続及び第一種特定化学物質の使用を禁止する取扱いが定められました。その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知しましたので、貴会会員等関係者への周知等をお願いします。

(別記)

公益社団法人 日本食品衛生協会理事長
一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会理事長
クロップライフジャパン会長
一般財団法人 食品産業センター会長
畜水産品残留安全協議会会長
公益社団法人 日本輸入食品安全推進協会会長
一般社団法人 全国農業協同組合中央会会長
一般社団法人 大日本水産会会長
公益社団法人 日本食肉協議会会長
一般社団法人 日本食肉加工協会理事長
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長
一般社団法人 日本畜産副産物協会会長
全国食肉生活衛生同業組合連合会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会会長
日本羊腸輸入組合理事長
日本食肉輸出入協会会長
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合理事長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
日本エキス調味料協会会長
一般社団法人 日本卵業協会会長
全国漁業協同組合連合会代表理事会長
日本鰻輸入組合理事長
一般社団法人 全国発酵乳乳酸菌飲料協会会長
全国農協乳業協会会長
一般社団法人 日本乳業協会会長
全国乳業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本アイスクリーム協会会長
チーズ普及協議会会長
日本輸入チーズ普及協会会長
一般社団法人 全国清涼飲料連合会会長
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
一般社団法人 全国はちみつ公正取引協議会会長

一般社団法人 全国ローヤルゼリー公正取引協議会会長
日本ナッツ協会会長
油糧輸出入協議会理事長
飼料輸出入協議会理事長
公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会会長
日本チェーンストア協会会長
一般社団法人 日本百貨店協会会長
日本生活協同組合連合会代表理事長
主婦連合会会長
一般社団法人 全国消費者団体連絡会事務局長
一般社団法人 日本食品添加物協会会長
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会理事長
一般社団法人 日本栄養評議会理事長
一般社団法人 日本健康食品規格協会理事長
公益社団法人 日本通信販売協会会長
一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会理事長
一般社団法人 健康食品産業協議会会長
印刷インキ工業会会長
エンブラ技術連合会事務局長
可塑剤工業会会長
合成樹脂工業協会会長
シリコーン工業会事務局長
軟包装衛生協議会会長
ウレタンフォーム工業会会長
ウレタン原料工業会会長
一般社団法人 日本ゴム工業会会長
日本スチレン工業会会長
日本製缶協会会長
日本接着剤工業会会長
日本プラスチック日用品工業組合理事長
日本ポリエチレン製品工業連合会会長
日本ポリオレフィンフィルム工業組合理事長
日本ポリプロピレンフィルム工業会会長
発泡スチレンシート工業会会長
PETトレイ協議会会長
PETボトル協議会会長
ポリカーボネート樹脂技術研究会会長

一般社団法人 日本ゴム協会会長
一般社団法人 日本乳容器・機器協会会長理事
一般社団法人 日本プラスチック食品容器工業会理事長
一般社団法人 日本冷凍食品協会会長
一般社団法人 日本惣菜協会会長
公益財団法人 日本食品油脂検査協会理事長
一般財団法人化学研究評価機構 食品接触材料安全センター長
発泡スチロール協会会長
一般社団法人 日本電機工業会会長
一般社団法人 日本食品機械工業会会長
日本バイオプラスチック協会会長
一般社団法人 日本塗料工業会会長
PETボトルリサイクル推進協議会会長
日本スチレン工業会会長
日本製紙連合会会長
一般社団法人 日本弗素樹脂工業会会長
創包工学会会長
日本プラスチック工業連盟会長
公益社団法人 日本包装技術協会会長
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会会長
全折食品容器連合会会長